

令和 8 年 1 月 吉日

一般社団法人
北海道医療ソーシャルワーカー協会 御中

北海道産業保健総合支援センター

2025 年度 治療と仕事の両立支援シンポジウムのご案内

日頃から、北海道産業保健総合支援センターの事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当センターでは、北海道地域両立支援推進チーム共催、北海道労働局後援のもと、令和 8 年 3 月 6 日（金）に治療と仕事の両立支援シンポジウム「2026 年法改正に備える！治療と仕事の両立支援～メンタルヘルス不調の事例をもとに考える～」を開催いたします。

改正労働施策総合推進法が 2026 年 4 月 1 日に施行され、事業主が職場における治療と仕事の両立を促進するため必要な措置を講じることが努力義務化されます。また、近年、メンタルヘルス不調に陥る労働者が増えています。メンタルヘルス不調により休業する労働者への対応は、事業場にとって大きな課題であり、メンタルヘルス不調者が休職しても、職場にスムーズに復職できるよう事業場内で適切な体制を整えることが重要になっています。本シンポジウムでは、メンタルヘルス不調により休職・復職を繰り返す労働者への事業場の対応について、産業医、弁護士・社会保険労務士とともに、事例に基づきながら対応方法を考えます。

北海道地域両立支援推進チームの皆様におかれましては、当シンポジウムの周知にぜひご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

事業主、人事労務担当者、衛生管理者、医療従事者など、どなたでもご参加頂けますので、ぜひご参加下さいますようお願い申し上げます。

独立行政法人労働者健康安全機構

北海道産業保健総合支援センター

札幌市中央区北 1 条西 7 丁目 1 番地

プレスト 1.7 ビル 2F

TEL：(011) 242-7701

労働衛生専門職（両立支援担当） 齋藤 絢子

E-mail: sanpo01@hokkaidos.johas.go.jp

2025年度

受講料
無料

独立行政法人
労働者健康安全機構
johas
Japan Organization of Occupational Health and Safety

治療と仕事の両立支援 シンポジウムのご案内

2026年法改正に備える！ 治療と仕事の両立支援 ～メンタルヘルス不調の事例をもとに考える～



改正労働施策総合推進法が2026年4月1日に施行され、事業主が職場における治療と仕事の両立を促進するため必要な措置を講じることが努力義務化されます。本シンポジウムでは、メンタルヘルス不調により休職・復職を繰り返す労働者への事業場の対応について、産業医、弁護士・社会保険労務士とともに、事例に基づきながら対応方法を考えます。

2026年

3月6日 金 14:00
16:30

場 所

北海道自治労会館 大ホール
北海道札幌市北区北6条西7丁目5-3

対象

事業主、人事労務担当者、
産業医・産業保健看護職等の産業保健関係者

定員

200名

定員になり次第、締め切ります。

参加特典として、「改訂版 治療と仕事の両立支援ハンドブック」をお渡しします。



小林 幸太 澤井 利之 齋藤 絢子

さっぽろ産業医オフィス・アシスト
代表 産業医

アンビシャス総合法律事務所
弁護士・社会保険労務士

北海道産業保健総合支援センター
労働衛生専門職

申込方法

北海道産業保健総合支援センターホームページ
「研修のご案内」



主催・問合せ先

北海道産業保健総合支援センター TEL:(011)242-7701

※日本医師会認定産業医制度指定研修会(専門2.5単位)の承認申請済です。

共催：北海道地域両立支援推進チーム 後援：北海道労働局